

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 2 1 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和 2 年 1 月 2 7 日（月曜日）午後 4 時

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

6 番 小川 節美

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号	宿毛市農用地利用集積について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第821回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10番寺田巧委員、11番羽賀大透委員にお願いします。

なお、6番小川節美委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は2件。内訳は、贈与と売買です。

それでは、ご説明いたします。番号15番。場所は2ページに位置図をつけております。大字伊与野。伊与野川沿いに広がる農地のうちの5筆になります。

親から子への贈与で、取得後は引き続き水稲とミョウガを作る予定のことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号16番。場所は3ページに位置図をつけております。

大字伊与野。場所は、国道321号線沿い、喫茶店カルチェの向かい側の農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分することとなり、地元の方へ売買で譲ることとなりました。

登記地目は全て田で、引き続き水稲を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 浦田委員の退室を求めます。

(浦田農地利用最適化推進委員 退室)

○議 長 続きます、受付番号 15 番及び 16 番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いします。

○寺田委員 【議案書をもとに 15 番朗読】
寺田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」2 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第 1 号」の 2 件は、許可することに決しました。

○議 長 浦田推進委員の入室を許可します。

(浦田農地利用最適化推進委員 入室)

○議 長 続きます、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号「農地法第5条許可申請」ご説明いたします。

受付番号28番、所在地橋上町神有、位置図は5ページになります。主要地方道宿毛津島線、宿毛ユースホステル前の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1218.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費40万円、太陽光発電設置費1,140万円、自己資金1,140万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付番号29番、所在地平田町戸内、位置図は6ページになります。和田鉄工所の裏の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できるため、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、隣接する一般住宅からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1068.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費200万円、太陽光発電設置費1,500万円、自己資金1,700万円です。

農地区分につきましては、平田駅から概ね500m以内の距離に位置し第二種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付番号30番、所在地押ノ川、位置図は7ページになります。東押ノ川バス停を左折した土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから申請地に賃借権設定をし太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣接農地、隣接する一般住宅からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1707.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費20万円、賃借料4万円（年）太陽光発電設置

費 1,880 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付番号 31 番、所在地錦、位置図は 8 ページになります。新田橋の信号を右折し奥に進み左折した土地になります。

転用目的は市庁舎等の公共施設の移転のための建設用地の法面にするためのものです。

農地転用に伴う、隣接農地からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

公共施設建設用地の法面の転用面積は 1266.00 m²。資金計画といたしましては、土地造成費 10 億 7 千万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 28 番について、神有地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○山本委員 **【議案書をもとに 28 番朗読】**
山本委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 29 番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 **【議案書をもとに 29 番朗読】**
会長より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 30 番について、押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いいたします。

○田村委員 **【議案書をもとに 30 番朗読】**
田村委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 31 番について、錦地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに 31 番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」4 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 2 号」の 4 件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は 9 ページになります。今回は 3 件です。
番号 1 番。新規設定です。場所は大字押ノ川。聖ヶ丘病院の裏側の山手に広がる農地のうちの 8 筆になります。
地目は畑で、直七を作るとの計画が出されています。農地の所有者が亡くなり、管理に困っていたところ、耕作していただける方が見つかってこの度利用権設定を行うこととなりました。相続未登記につき、相続関係の内容が確認できる書類を添付されておりますのであわせて報告します。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号2番。新規設定です。場所大字押ノ川。借受人の自宅周辺に広がる農地のうちの5筆になります。

地目は田、一部畑で、田では季節野菜を、畑では、直七を作るとの芋との計画が出されています。また、一部については、養鶏場として利用することとしております。※産業振興課にて補助事業を受ける内容

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号3番。再設定になります。場所は大字二ノ宮。林道河原線を河原谷川の上流に進んだ農地のうちの2筆になります。

地目は、畑で青パイアを作るとの計画が出されております。この青パイアにつきましては、放棄地対策の一環として来年度宿毛市農業委員会において独自の取り組みとして試験栽培を行うものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 山本委員の退室を求めます。

（山本委員 退室）

○議長 続きまして、受付番号1番及び2番について、押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに1番及び2番朗読】
田村委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号3番について、二ノ宮地区担当の川島推進委員より説明をお願いいたします。

○川島委員 【議案書をもとに3番朗読】
田村委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」3件は、市に通知することに決しました。

○議 長 山本委員の入室を許可します。

(山本委員 入室)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号21番。申請場所、所在地橋上町坂本。登記地目畑。地図の方は11ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を坂本地区に入り西谷橋を渡り奥に入った土地で、昭和44年に桧を植林し山林となり現在に至っております。県の保安林指定を受けております。

続きまして、番号22番。申請場所、橋上町楠山。登記地目畑。地図の方は12ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を楠山方面に進み日平湖面橋を渡り奥に入った土地で、15年以上前から耕作放棄し山林となり現在に至っております。農用地区域からの除外です。

以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 続きます、受付番号 21 番及び 22 番について、橋上地区担当の濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに 21 番及び 22 番について朗読】
濱田委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第 8 2 0 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第 5 条申請 (受付番号 2 7 号) について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 続きます、事務局から 5 点報告いたします。

① (源泉徴収票について)

1 点目は、源泉徴収票送付のお知らせです。今回の総会議案に同封し送

付させていただきましたので既にご確認いただいていることと思います。

なお、内容につきまして不明な点がありましたら事務局までご連絡ください。

②（活動記録簿の提出について）

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

お知らせにもありましたように、今回配布いたしました黄色の記録簿は今年からの今年1年間の活動記録を記入いただきますようお願いいたします。

なお、様式が一部変更になっておりますが、記載の仕方については、これまでと同様で半日なら△、一日なら○の印を該当するところへ記入するとともに、

活動内容についてもメモ程度で結構ですので、いつ、誰に、どのような活動内容であるかをお忘れのないよう記入をお願いいたします。

また、これまで記入いただきました青色の記録簿は、今回の提出が最後になります。前回総会提出後以降（12月分の内容）を含め、最終点検、確認後返却いたしますので各自で保管をお願いいたします。

黄色の記録簿は、配布前にあらかじめ事務局にて記入誤りがないよう月ごとに数字のスタンプ印を押しております。今後も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意ください。

今後、提出いただきました記録簿の内容を精査し、事業実績を取りまとめ報酬の算定を行い、3月下旬にこれまで1年間の活動実績に基づく報酬の支給を予定しています。

最後に、報酬の支給額については、昨年4月から今年3月までの1年間の活動実績に基づき、1月までの実績と残る2月、3月分については、現在、人・農地プランの実質化について営農意向調査・アンケートを実施中につき活動することを前提に見込んで算定することとしておりますので、あわせてお知らせします。

③（農業委員会の改選について）

続きまして、農業委員会の改選に向けたおおまかなスケジュールの一例について、お手元に配布しました資料1をご覧ください。宿毛市農業委員会の任期満了日は令和2年7月19日です。改選まで残り半年を切り175日となりました。

幡多地区内では、大月町と三原村が同じく今年任期満了になり7月に改選を迎えます。

資料1は、先週22日に高知県農業会議より示されたもので改選に向けたおおまかなスケジュールの一例になります。事務局案としましては、ほぼこの内容に沿って今後、改選の準備を進める予定です。それでは、順番に説明いたします。

はじめに、委員の定数及び月額報酬について、いずれも変更はなく現行どおり（農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名の18名）（月額報酬は2万2千円）とし、また、担当地区の区割りにについても変更はせず現行どおりと考えております。

※ちなみに、委員定数の根拠は、5年に一度実施される国の統計調査（農業センサス）の結果に基づくもので、農家数等を参考に決めております。

次ぎに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募について、いずれも令和2年4月1日から4月30日までの一か月間を予定しています。これは前回3年前と同じスケジュールです。

その後、5月の連休明けに、提出された書類を整理確認し、市長より農業委員（11名）を選任します。翌6月の議会において、選任した農業委員について議会の同意を頂く予定です。

そして、7月19日（日）に任期満了、翌20日（月）に改選後最初の総会（臨時総会）を開催し、会長、会長代理の新体制を決めたのちに、推進委員（7名）を選任・委嘱する予定です。

なお、推進委員につきましては、旧体制では選任・委嘱することはできず、改選後の新体制によって選任・委嘱の手続きが必要になります。

留意点としましては、※印の2番目をご覧ください。前回の改選時から新

たな要件が加わり、認定農業者の原則過半数及び中立委員は必須要件で、議会の同意を得られない等の要件を欠くと農業委員会が成立しません。

以上のことから、次回改選時においても。これら必須要件に基づき、適切に準備を進めていきたいと考えております。

また、あわせて高知県から次期改選時、委員の選任に関する留意事項が通知されており、いくつか項目がある中で、女性の農業委員の任命について、農業委員会法第8条において、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別などに著しい隔たりが生じないように配慮しなければならぬと示されております。

とりわけ、委員の女性登用等について通知が届いております、資料3になりますがこちらはご一読ください。

本日、改選に向けたスケジュール及び選任に関する留意事項について、事務局案をご説明いたしました。次回3月総会でスケジュールの最終確認を行い、4月号の宿毛市広報で、農業委員会の改選についてお知らせする予定です。資料2は前回3年前の広報の内容になります。イメージとしては同じようになると思います。

委員のみなさまには、内容をご確認いただき、不明な点等ありましたら事務局までお問い合わせください。また、あわせてご意見やご提案などありましたら2月14日（金）までに事務局までお願いいたします。いただきました内容は、取りまとめの上3月総会で確認したいと思います。以上で、改選に関する事務局案についての説明を終わります。

④（人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について）

続きまして、人・農地プランの取り組みとして実施しております、営農意向調査・アンケート調査についてお知らせいたします。宿毛市では昨年9月から委員のみなさまの戸別訪問により現在実施しているところです。

既に調査票の配布・回収を進めていただいている委員の方々のいらっしゃいます。委員のみなさま方におかれましては、何かとご多忙のこととは思いますが、それぞれ担当の地区において対象者となる、農地所有者及び耕作者に対して引き続き調査票の配布・回収の取り組みを進めていた抱きたいと思っております。この取り組みは、今年度末（3月31日）までの期間と

なりますのでよろしくお願いいたします。回収のうえ事務局へ提出いただきました調査票につきましては、今後事務局にて集計作業を行います。

あわせて、お手元に配布しております資料5をご覧ください。こちら宿毛市産業振興課から情報提供をいただいたもので、人・農地プランに関する一覧表です。こちらの方々は認定農業者や認定新規就農者等中心集合体として位置付けていることから、アンケート対象者となりますので、内容をご確認いただき、自分の担当地区に該当する場合は、アンケート調査票の配布・回収を優先的にお願いいたします。

なお、調査票が不足する場合、調査にあたり不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上で、人・農地プランに関する営農意向調査・アンケートの実施について説明を終わります。

⑤（次回総会日程について）

最後に次回総会の日程についてお知らせいたします。次回の総会は、3月2日（月）午後1時30分開会の予定です。今年度最後の総会となります。

なお、総会への各種申請書類受付は来月7日（金）に締切、議案送付は2月25日（火）の予定。3条許可申請及び利用権設定について申請書類が提出される予定です。

事務局からの報告事項は、来年度の総会日程のほか、農作業臨時雇用標準賃金（案）について、宿毛市賃借料情報について、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を提案するほか、今日お知らせいたしました改選スケジュール等の最終確認を行いますのでよろしくお願いいたします。

このあと、総会終了後スワロー会館にて新年会を開催いたします。少雨面玄関に送迎バスを配車しておりますので、参加される方は移動をよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

○議長　ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて議了いたしました。これで第821回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後5時15分閉会

令和2年1月27日

会　長

農業委員

農業委員

